

# 参 考 资 料

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(事務の委任等)

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
  - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
  - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
  - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
  - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
  - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
  - 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他の権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

# 松茂町教育委員会評価委員会設置要綱

平成21年2月1日  
要綱第1号

## (名称)

第1条 この委員会は、松茂町教育委員会評価委員会(以下「委員会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、毎年、松茂町教育委員会から提出される「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について、評価内容の客観性の検証と、改善に対する助言を行うことを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者並びに別表の役職及び団体の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 委員会は、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

## (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

別表(第3条関係)

役職及び団体名	人数
教育に関し学識経験を有する者	1
松茂町PTA連絡協議会	1
学校評議員	2
社会教育委員会	2
文化協会	1
体育協会	1
体育指導委員会	1
歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館協議会	1

平成23年度松茂町教育委員会評価委員会委員

団体名	氏名	役職名
学識経験者	後藤 計明	松茂町文化財保護審議会会長
松茂町PTA連絡協議会	坂辺 あゆみ	松茂町PTA連絡協議会会長
学校評議員	岡田 淳作	松茂中学校評議員
学校評議員	池内 裕美	松茂幼稚園評議員
社会教育委員会	中川 滋美	松茂町社会教育委員会会長
社会教育委員会	梅津 洋子	松茂町社会教育委員(図書館)
文化協会	三原 茂雄	松茂町文化協会会長
体育協会	長船 良一	松茂町体育協会会長
体育指導委員会	川田 武志	松茂町体育指導委員会会長
歴史民俗資料館人形浄瑠璃芝居資料館協議会	山元 幸子	松茂町歴史民俗資料館 人形浄瑠璃芝居資料館協議会委員